

大川広域消防本部高機能消防指令センター運用に係る個人情報取扱規程

〔平成27年10月29日〕
訓令第9号

(目的)

第1条 この規程は、大川広域消防本部高機能消防指令センターの運用に当たり、さぬき市及び東かがわ市（以下「構成市」という。）から提供された個人情報の適正な取扱いに関する必要な事項を定め、構成市の住民の個人情報を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 構成市から提供された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民基本台帳に記載された世帯主及び住所に係るデータをいう。
- (2) 個人情報の保管等 個人情報の保管及び利用をいう。
- (3) 情報メディア CD-R、DVD-R等情報記憶媒体をいう。

(責務)

第3条 消防長は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(保管の制限及び提供の禁止)

第4条 消防長は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的達成に必要な最小限の範囲で行わなければならない。

- 2 構成市から提供された個人情報は、個人情報を取り扱う事務の目的以外に利用し、又は外部の者に提供してはならない。
- 3 消防長は、個人情報の保管に対し適正に管理するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損等を防止すること。
 - (2) 情報メディアの受取り、個人情報の取扱については消防長が指名する職員とする。
 - (3) 事務事業の遂行上における個人情報の保管は、高機能消防指令センターの指令管制装置のみとすること。また、構成市から提供されたデータ媒体については、システム内部に保存した後、確実に速やかに返還すること。
 - (4) 個人情報の閲覧は、指令管制装置のみとし、情報共有端末装置等からは閲覧できないように措置を講ずること。

(個人情報削除等の申出)

第5条 消防長は、構成市及び住民本人から個人情報の削除及び利用等の中止の申出があった場合は、直ちに申出に係る措置をとらなければならない。

(個人情報処理受託者の義務)

第6条 消防長は、個人情報の処理を委託しようとするときは、個人情報の処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。

2 受託者は、受託業務の処理に当たって知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

附 則

この訓令は、平成27年11月1日から施行する。